

小坪慎也氏の組織的詐欺等事件にかかる告発要旨

- 1 小坪慎也氏は、福岡県行橋市市議会議員であり、行橋市有権者から選挙によって選ばれた公職に就く地方公務員である。
- 2 2017年、余命三年時事日記（ブログ 共同主催者・共同執筆者 羽賀芳和氏と笠間里絵氏）によって扇動された約960人のブログ読者が、弁護士大量懲戒請求事件（合計約13万件）を起こした。
- 3 2018年2月、一般社団法人やまと（法人番号 0200-05-013015）代表理事小野誠（告発人）から、羽賀芳和氏が、法人口座（ゆうちょ銀行）の預金通帳を詐取。法人登記に羽賀氏氏名の理事、社員等の記載なし。当時の口座残高は約340万円。
- 4 2018年4月、余命三年時事日記共同主催者・共同執筆者の羽賀芳和氏と笠間里絵氏は小坪慎也氏に対して支援を要請。元代表理事による内部告発に対抗し、且つ弁護士に対抗することを目的とする。小坪氏は要請を受諾したことを表明。小坪氏の命令により、行政書士黒田大輔氏が一般社団法人の登記を不正に変更し、前代表理事が法人の預金通帳と預金、現金を盗んだとの事実無根のブログ記事を多数掲載（2019年までに50件以上）
- 5 2018年～2023年、懲戒請求された11人の弁護士が業務妨害を受けた等として、懲戒請求した約960人を被告として地裁件数約190件の民事訴訟を起こした。
- 6 2018年5月、羽賀芳和氏は詐取した法人預金通帳から預金の大半を引き出し、現金化し詐取、5月9日残高は約11万円。（登記された代表理事権限で通帳再発行申請して判明、法務局登記は4月に不正変更されたが、ゆうちょ銀行の変更は未遂だった模様）
- 7 2018年5月、小坪慎也氏は羽賀芳和氏に対して、公の場に出ずマスコミの取材や警察捜査から逃げ隠れるように指示した。
- 8 2018年5月、小坪慎也氏は、ブログを通じて下記のように主張
 - ① 弁護士への懲戒請求は正当である、自身でも懲戒請求する（実行したか否か未確認）
 - ② 日本弁護士連合会に対して、懲戒請求者を訴訟している弁護士に取り下げるよう申し入れ
 - ③ 懲戒請求者に対して民事訴訟を提訴するのは、さらなる懲戒請求に相当する
 - ④ 弁護士に反転攻勢、政治家として援護射撃する

- 9 2018年5月、笠間里絵氏は、小坪慎也氏に指示し、行政書士黒田大輔氏に刑事告訴状を作成させ、告発人小野誠を被告とする刑事告訴を、神奈川県警察戸塚警察署、警視庁志村警察署、高島平警察署に提出したが、半年後に取り下げた。
- 10 2018年7月、余命三年時事日記の羽賀芳和氏と笠間里絵氏は小坪慎也氏の公人の発信力のある政治家としての信頼と担保により信じ込ませ、読者から「訴訟基金」という名目の寄付を集め、弁護士11人等を損害賠償請求裁判で反抗するよう画策した。「訴訟基金」を払わせる方便として、
- ① 「選定代理人」(造語)を出廷させるので被告本人は法廷に行く必要はない
 - ② 答弁書を書く必要ない
 - ③ 最高裁で逆転勝訴できるので地裁、高裁の判決は無視せよ
 - ④ 反抗訴訟で弁護士から賠償金を払わせることができるので期待せよ
- といった法的根拠のないデマを信じ込ませ、騙して約430人から約2150万円を集めた。(4年経過して4点が全て虚偽であったことが判明、「選定代理人」(造語)が虚偽であることが判明し、①、②については、被告の内の選定当事者が自身で出廷し、答弁書を書かざるを得なかった)控訴、上告の印紙代や賠償金も被告自身が支払い続ける。
- 11 懲戒請求された11人の弁護士、懲戒請求した約960人を訴えた約190件の民事訴訟は高等裁判所、最高裁にて3億5千万円以上の賠償金が確定している。(被告892人の訴額5億8千万円の裁判は東京地方裁判所で分割され係属中)反抗して弁護士と告発人小野誠等を訴えた24件の裁判(原告は肥後信嗣氏ら8人)は全て敗訴・却下され、控訴することなく確定。
- 12 2019年3月、羽賀芳和氏と笠間里絵氏は、ブログをサーバー解約し証拠隠滅を謀る。(2012年から2019年2月頃まで)新たなサーバーでブログを再開するが、過去7年間の記事は全て削除される。(<https://yomeireturns.wixsite.com/blog>) 現在、11年前まで遡って閲覧可能なのは、「【バックアップ】余命三年時事日記」(<https://yomei3f0nvz49ri.wordpress.com/>)
- 13 2020年、羽賀芳和氏は、埼玉県の弁護士から刑事告訴されるが、所在不明で捜査停滞。小倉秀夫弁護士の羽賀氏を被告とする民事訴訟の裁判記録を2022年に閲覧したことで、2021年5月に死亡していたことが判明。一般社団法人やまとのゆうちょ銀行預金通帳と現金の所在不明。羽賀氏が死亡したことや、残高、現金の所在のブログでの報告は一切無い。
- 14 羽賀芳和氏が死亡したにも関わらず、2023年2月25日までブログの更新が続くが、笠間里絵氏はMBS(大阪毎日放送)の取材を拒否し、質問状も無視し、呼応してほぼ同時期にブログ更新を停止。小坪慎也氏はMBS取材に対して、無関係で無責任を主張。

【参考条文・(抜粋)】

刑法第172条（虚偽告訴等）

人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3年以上10年以下の懲役に処する。

刑法第246条（詐欺）

1. 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
2. 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

刑法第103条（犯人蔵匿等）

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

刑法第157条（公正証書原本不実記載等）

1. 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
2. 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
3. 前二項の罪の未遂は、罰する。

作成者（告発人） 小野誠

嘆願書

福岡県行橋市警察署 御中

嘆願の趣旨

告発人小野誠が提出する、被告発人小坪慎也氏の組織的詐欺罪、犯人蔵匿等罪及び公正証書原本不実記載等罪にかかる告発状について、これを受理し、直ちに捜査に着手されたく嘆願する。

嘆願の理由

被告発人の各行為が、刑法第246条（詐欺）、同法第103条（犯人蔵匿等）及び同法第157条（公正証書原本不実記載等）、に違反しているのは明白であり、処罰が規定されているものである。

被告発人の詐欺教唆、犯人蔵匿等及び公正証書原本不実記載等の各行為は、平穏な社会生活を阻害する行為であることは明らかである。

よって、貴署に上記告発状を受理し、直ちに捜査に着手していただきたく、この嘆願書に署名、押印の上、提出致します。

私は、上記告発人が提出する告発状にかかる各行為の犯罪を構成する事実をインターネット上で縦覧しており、被告発人の各行為が罪にあたると思料でき、かつ、本件告発が正当な行為であることも認識していることから、私も当該告発状をもって、被告発人らの厳正な処罰を求めます。

※ 上記に✓を付すことで、嘆願者が、被告発人らの各行為が罪にあたると思料し、処罰感情をもって本嘆願書を提出していることを証明する。

署名日 令和____年____月____日

〒 _____

住居： _____

※住居に関しては、番地・マンション等の場合には部屋番号までお書きください。

氏名：(自署) _____  ※押印はシャチハタ不可

生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 (歳) 職業 _____

のりしろ-7

のりしろ-5

のりしろ-7



174
0041
6-2-9

東京都板橋区丹波3

小野 誠行

(旧一般社団法人やまの代表理事)

↑↑折り線-3

↑↑折り線-2

↑↑折り線-1

のりしろ-7

のりしろ-4

6-9

のりしろ-7

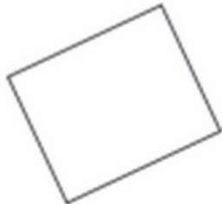
のりしろ-5

のりしろ-7

のりしろ-4

↑↑折り線-3

↑↑折り線-2



〒824-0005
福岡県行橋市中央1丁目1番2号

福岡県警察署
行橋警察署
御中

↑↑折り線-1

のりしろ-7

↑↑折り線-6

※告発状が所轄警察署に受理される前に、
直接警察署に嘆願書を送るのはおやめください。

※ 受理されたというご報告は必ずいたしますのでそれまでお待ち下さい。

※ 小野宛の日付の入っていないものについては、いつでも受け付けますので何卒よろしく願いいたします。